

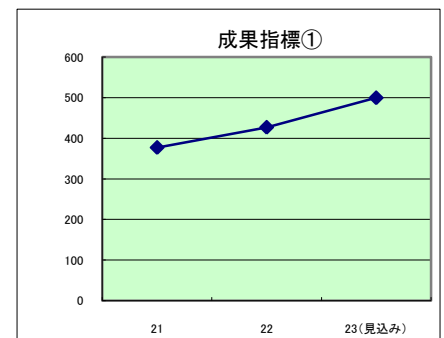
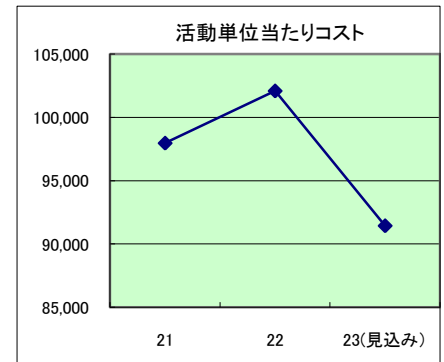
平成 23 年度 事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号

保福支04

事務事業名		日常生活用具給付事業		予算科目	会計	1	一般会計	
					款	3	民生費	
					項	1	社会福祉費	
					目	2	社会福祉事業費	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	4	魅力ある地域社会を拓く活力あるまち		事業	2	地域生活支援	
	施策(節)	2	男女共同参画					
	施策の方向	(2)	あらゆる分野における男女共同参画の促進					
関連する計画等		羽曳野市障害者基本計画、羽曳野市障害福祉計画			作成部署	保健福祉部福祉支援課		
事業の目的	対象(誰を・何を)			連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1213			
	重度の障害者							
	意図(どういう状態にしたいのか)							
事業の内容	日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に寄与する。							
	重度障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する。利用者負担あり：1割負担(上限設定あり)※低所得者(生保・非課税世帯)除く							
根拠法令等		障害者自立支援法、羽曳野市地域生活支援事業実施規則						
事業開始時期		☐ 昭和 18 年開始 ☐ 明確にはわからない ☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている		終了年度		平成 年度		
事業開始時からの状況変化		平成18年10月から、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として実施している。※平成22年4月から低所得者の自己負担無料化により事業費の増が見込まれる。						
市民や議会の要望								
実施手法		☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()						
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他		委託内容				

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		31,460	35,458	41,404	
人件費【2】 (千円)		5,475	8,136	4,320	
職員数	正規職員	0.73 人	1.13 人	0.60 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		36,935	43,594	45,724	
財源内訳	国費 (千円)	15,730	17,729	20,702	
	府費 (千円)	7,865	8,864	10,351	
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)				
	一般財源 (千円)	13,340	17,001	14,671	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① 給付者数		人	377	427	500
② 給付件数		件	2,733	2,582	3,008
③					
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)			97,971 円	102,094 円	91,448 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)			311 円	369 円	388 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	給付者数 (式)	人	生活の質が改善された障害者数	目標	377	400	達成率(%)	500
					実績	377	427	106.8%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	法令上義務付けられた事業である。
	○										

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	障害者の日常生活を支援する上で必要不可欠な事業であり、地域生活支援事業のうち必須事業となっている。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	事業実施の方法は、法令等に規定されている。
		受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☒	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	用具の給付により日常生活が改善され、障害福祉の推進及び福祉サービスの充実に結びつく。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☐	☐	☒	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	給付により日常生活の改善に繋げている。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当 部局 評価	総合評価									
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了									
	評価の理由									
	障害者等の日常生活を容易なものにするためにも非常に重要な事業である。また、障害者自立支援法上の地域生活支援事業であり、事業実施の見直しは不可能である。									
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)									
	平成22年4月から、低所得者の自己負担無料化により事業費の増が見込まれるが、引き続き障害者の日常生活の支援を図る。									

行 革 本 部 評 価	総合評価			評価理由・意見		
	☒ 拡大・充実	☐ 現状維持	☐ 方法改善			
	☐ 民営化・民間委託	☐ 縮小	☐ 廃止・休止	☐ 完了		